

○入札説明書

1 入札に付する事項

- (1) 購入等件名及び数量
栃木県下水道資源化工場で使用する重油（JIS K2205 1種1号）
令和7（2025）年度 第1四半期分：671 kℓ（購入見込数量）
令和7（2025）年度 第2四半期分：663 kℓ（購入見込数量）
令和7（2025）年度 第3四半期分：645 kℓ（購入見込数量）
令和7（2025）年度 第4四半期分：463 kℓ（購入見込数量）
- (2) 購入物品の特質等 仕様書による。
- (3) 納入期間
令和7（2025）年 第1四半期分：自 令和7（2025）年4月1日（火）
至 令和7（2025）年6月30日（月）
令和7（2025）年 第2四半期分：自 令和7（2025）年7月1日（火）
至 令和7（2025）年9月30日（火）
令和7（2025）年 第3四半期分：自 令和7（2025）年10月1日（水）
至 令和7（2025）年12月31日（水）
令和7（2025）年 第4四半期分：自 令和8（2026）年1月1日（木）
至 令和8（2026）年3月31日（火）
- (4) 納入場所 栃木県下水道資源化工場 宇都宮市茂原町768

2 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者に該当しない者であること。
- (2) 競争入札参加者資格等（平成8年栃木県告示第105号）に基づき、石油製品の入札参加資格を有すると決定された者であること。
- (3) 各入札参加申請日から開札日において、栃木県競争入札参加資格者指名停止等措置要領（平成22（2010）年3月12日付け会計第129号）に基づく指名停止期間中の者でないこと。
- (4) 石油の備蓄の確保等に関する法律（昭和50年法律第96号）第27条第1項に基づいて石油製品の販売業の届出をしていることを証明した者であること。
- (5) 購入する重油を栃木県下水道管理事務所長が指定する日時及び場所に納入することができることを証明した者であること。

3 入札の手續等

- (1) 契約に関する事務を担当する公所等の名称等
〒329-0524 栃木県河内郡上三川町大字多功1159
栃木県下水道管理事務所 総務課 電話 0285-53-5694
Eメール gesuidou-kj@pref.tochigi.lg.jp
- (2) 入札の日程
本件の入札日程は次のとおりとする。ただし、来所による場合は、土曜日、日曜日及び祝日を除く日の午前9時30分から正午まで及び午後1時から午後4時30分までとする。
ア 入札公告 令和7（2025）年1月31日（金）
イ 入札説明書等の交付 令和7（2025）年12月5日（金）まで
ウ 入札参加申請書類の提出期間
令和7（2025）年度 第1四半期分：令和7（2025）年1月31日（金）～同年3月7日（金）
午後4時まで
令和7（2025）年度 第2四半期分：令和7（2025）年5月19日（月）～同年6月6日（金）

午後 4 時まで
令和 7 (2025) 年度 第 3 四半期分：令和 7 (2025) 年 8 月 18 日 (月) ～同年 9 月 5 日 (金)
午後 4 時まで
令和 7 (2025) 年度 第 4 四半期分：令和 7 (2025) 年 11 月 17 日 (月) ～同年 12 月 5 日 (金)
午後 4 時まで

エ 入札参加資格の審査結果の通知 それぞれの入札参加申請書類提出期限の 1 週間後まで

オ 質問受付 ウの期間に同じ

カ 質問回答 それぞれの質問提出期限の 1 週間後まで

キ 入札書の提出 各開札日の前日午後 4 時まで

ク 開札の日時及び場所

(ア) 開札の日時

令和 7 (2025) 年度 第 1 四半期分：令和 7 (2025) 年 3 月 25 日 (火) 午前 10 時

令和 7 (2025) 年度 第 2 四半期分：令和 7 (2025) 年 6 月 19 日 (木) 午前 10 時

令和 7 (2025) 年度 第 3 四半期分：令和 7 (2025) 年 9 月 18 日 (木) 午前 10 時

令和 7 (2025) 年度 第 4 四半期分：令和 7 (2025) 年 12 月 18 日 (木) 午前 10 時

(イ) 開札の場所 栃木県下水道管理事務所 会議室

ケ 手続きの方法 この入札に係る手続きは、原則電子入札システムによるが、紙による入札参加の承諾を得たもの（以下「紙入札者」という。）にあってはこの限りではない。

4 入札に参加する者に必要な資格の確認

(1) この入札に参加しようとする者は、入札参加申請書（別紙様式 1）及び 2 の入札に参加するのに必要な資格資料を 3 (2) のウに示すそれぞれの入札参加申請書類の提出期間に電子入札システムにより提出し、審査を受けなければならない。なお、添付書類の容量が 3 MB を超える場合又は提出する書類の特性上電子化できない書類が含まれている場合には、電子入札システムで栃木県物品等電子調達運用基準（令和 3 (2021) 年 3 月 26 日付け会管第 461 号。以下「運用基準」という。）に定める提出書類通知書（様式 2）を提出することにより、当該添付書類の郵送（書留郵便）又は持参による提出ができるものとする。この場合、提出書類の一式を郵送又は持参するものとし、電子入札システムによる提出との分割はできないものとする。

(2) 提出書類の作成及び提出に係る費用は、入札に参加しようとする者の負担とする。

なお、提出された書類等については、返却しない。

(3) 提出書類

- ・ 入札参加申請書（別紙様式 1）
- ・ 2 の (4) に該当する者であることを証する書面（写）
- ・ 2 の (5) に該当する者であることを証する書面
- ・ 試験成績分析表

(4) 提出部数 1 部

(5) 審査結果は、電子入札システムにより、それぞれの入札参加申請書類提出期限の 1 週間後までに入札参加希望者に伝えるものとする。ただし、紙入札者にあっては郵便にて伝えるものとする。

(6) 入札参加資格の取り消し

入札参加資格確認結果を通知した後、2 に掲げる資格を欠くことになった場合は、本件入札の参加資格を取り消すものとする。また、入札参加申請書及び関係書類に虚偽の記載が認められた場合も、同様とする。

5 入札書の提出

入札参加資格を認められた者は、次のとおり入札書を提出すること。

(1) 提出期限、提出場所及び提出方法

各開札日の前日午後 4 時までに、電子入札システムにより提出すること。ただし、紙入札者にあっては、3 (1) の場所に郵送（書留郵便）又は持参により同期限までに提出すること。

(2) 提出書類

- 入札書（電子入札システムで入力、合わせてくじ番号も入力する。紙入札者は別紙様式 2）
- (3) 入札執行回数 2 回までとする。ただし 2 回目の入札日等については 1 回目の不調の際に電子入札システムにより通知する。なお、紙入札者にとっては電子メール等で伝えるものとする。

ただし、2 回目も不調の場合は、最低価格者と見積りを行う。（電子入札システムで入力。紙入札者は別紙様式 3）

- (4) 入札方法 1 の(1)の件名で、単価で入札に付する。

- (5) 入札書の記載方法等

入札金額については、1 リットル当たりの単価を記入することとし、小数点以下第 2 位までとする。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額を契約金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約を希望する金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

6 郵送（紙入札者）による入札の手続

郵送（紙入札者）による入札を行うものについては、5 のほか次のとおりとする。

- (1) 入札方法

1 の(1)の件名で、1 リットル当たりの単価で入札に付する。なお、入札書は、1 の(1)の入札書であることを明記した封筒に入れ封かんし、当該封かんした封筒を別の封筒に入れて二重封筒とし、表封筒の表面に「入札書在中」、「親展」及び「総務課長扱い」の文字を朱書きし、書留郵便により郵送すること。

7 開札

次のとおり開札を行う。

- (1) 開札日時及び場所 3 (2) のクのとおり

- (2) 開札方法等

ア 開札は電子入札システムにより行う。

なお、入札参加者の立会いは求めないものとするが、立会いを希望する場合は、開札日の前日まで（閉庁日を除く。）に連絡し、代理人が立合う場合は委任状（別紙様式 4）を提出すること。

イ 入札価格が予定価格を上回る入札書は無効とする。また、入札書記載内容に不備があるものも同様とする。

8 落札者の決定方法

- (1) 栃木県財務規則（平成 7 年栃木県規則第 12 号。以下「規則」という。）第 154 条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札を行った者が 2 人以上あるときは、電子くじにより、落札者を決定するものとする。
- (3) 落札者決定の通知は電子入札システムにより行う。ただし、紙入札者へは電子メールで通知するものとする。
- (4) 落札結果の公表は落札者決定の日から入札情報システムにより公開する。

9 その他

- (1) 契約の手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金及び契約保証金 免除
- (3) 質疑及びその回答について

ア 仕様書等に対する質問がある場合には、簡易な内容確認を除き質問書（様式は自由）をそれぞれの入札参加資格申請書類の提出期間に電子入札システムにより提出すること。ただし、紙入札者は電子メール又は郵送により同期間に提出することとし、質問を送付した旨電話すること。

イ 質問の内容及び回答は、それぞれの質問提出期限の 1 週間後までに電子入札システム及び栃木県ホームページ上で公開する。

- (4) 入札の無効 2の入札参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書、規則第156条第3号から第7号までに掲げる入札に係る入札書、栃木県物品等電子調達実施要領（令和3（2021）年3月26日付け会管第460号。以下「電子要領」という。）第19条に掲げる入札書及び紙入札者の入札書で、提出期限までに指定した場所に到着しない入札書は、無効とする。
- (5) 契約書作成の要否 要
なお、本契約は、立会人型電子契約サービスを利用した電子契約（契約書を電子データで作成し、押印に代わる電子署名と電磁的記録が改変されていないことが確認できるタイムスタンプを付与するもの）による締結を可とする（受注者が電子契約に同意しない場合は、紙の契約書により締結する。）。
締結には、発注者が指定した電子契約事業者の立会人型電子契約サービスを利用し、受注者は利用に係る費用負担が生じないものとする。なお、受注者は、契約締結に利用するメールアドレスを用意する必要がある。
- (6) 事情変更 契約締結後に、市場価格に著しい変動があった場合は、別記「契約単価変更協議基準」に基づき、甲乙協議の上、契約単価の変更を行うことができるものとする。
- (7) 入札の辞退 入札参加資格を認められた者で、入札を辞退する場合には、入札辞退届を提出すること。（電子入札システムで入力。紙入札者は別紙様式5）
- (8) 紙による入札参加承諾等の基準 電子要領及び運用基準の定めによる。
- (9) 紙による入札参加の方法 紙による入札参加を希望する場合は、運用基準に定める紙入札方式参加承諾願（様式1）を電子メール、郵送又は持参により3（1）に提出し、栃木県下水道管理事務所長の承諾を得ること。
なお、紙による入札参加の承諾を受けた場合は、以後、当該入札において電子入札システムによる書類の提出を認めないので、提出書類は電子入札システムによる提出期限までに郵送（書留郵便）又は持参により提出すること。
- (10) その他
ア 入札の変更等 令和7（2025）年度栃木県流域下水道事業会計予算が原案どおり成立しなかった場合には、この入札の変更等を行うことがある。
イ 電子調達に関し必要な事項は、電子要領及び運用基準の定めるところによる。

別記

契約単価変更協議基準

(契約単価変更協議)

第1 栃木県下水道管理事務所が調達するA重油の契約単価の変更については、公正に調査され、かつ、市場価格を適正に反映していると認められる経済産業省資源エネルギー庁が実施している石油製品小売市況調査価格(以下「調査価格」という。)に基づいて、契約単価の変更協議を申し入れることができるものとする。

(基準価格)

第2 A重油については、調査価格のうち、栃木県における軽油1リットル当たりの価格から消費税を控除した額を「基準価格」(小数点第2位四捨五入)として用いるものとする。

(変更協議基準)

第3 現行契約時の基準価格と毎月第2週及び第4週公表の基準価格との価格変動の増減割合(以下「変動率」という。)が、2%以上生じた場合に、当該変動率を契約単価に乗じて得た額(小数点第2位四捨五入)の範囲内で契約単価変更の協議を申し入れることができるものとする。

なお、当初契約の基準価格は、契約日の直前に公表された調査価格を用いるものとし、変動率については、小数点第2位以下切捨てとする。

(変更契約)

第4 新たな契約単価については、甲乙協議の上決定した後、速やかに変更契約を締結するものとする。